

千歳平小学校

いじめ防止プログラム

はじめに

いじめは、「どの子どもにも起こりうるし、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」ものであり、「子どもの教育を受ける権利を侵害し、将来の人格形成への大きな影響を与える」のみならず、「かけがえのない生命に重大な危険を生じさせる恐れがある」という強い認識を全職員が共有し、「夢や希望をもって努力し共に生きる子ども」を育てるため、千歳平小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものを指す。（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

*けんかであっても「いじめ」として情報共有する

※いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。また、起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

(注1)「一定の人間関係にある他の者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の仲間、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。親や教師も含まれる。

(注2)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、「言葉による攻撃や中傷、揶揄」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなども含む。

(2) いじめ防止に関する法律・各種方針等

- ・「いじめ防止対策推進法」
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育に機会の確保等に関する法律」
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）
- ・「青森県いじめ防止基本的針」（青森県）

(3) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるとの認識に立ち、いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした態度を全校に浸透させる必要がある。自らの学校にもいじめは存在するという問題意識をもち、学校と家庭地域の関係機関との連携を密にし、全校あげていじめの防止に取り組む。

そのために、教育相談体制の充実を図り、日頃からの望ましい信頼関係を基盤とし、学級経営に努め、全校をあげての正義や思いやりの心の育成、学校不適応の解消を目指す。

①子どもを大事にする学校

学校生活の全てにおいて、深く温かく豊かに子どもを理解するように努める。子どもの

ちょっとしたつぶやき，表情に見られる一瞬の陰りをも見逃さない目と耳と心を持ち，学校生活のあらゆる場面で，子どもを大事にすることの意味を吟味しながら，子どもが楽しく安心して過ごせる環境づくりに全力を傾ける。

②内外に開かれた学校

学級・学年を開き，どんな些細な情報も共有し，教師相互の助言や情報交換を大事にしながら全職員がチームとして対応することに努める。

また，共に育てるという視点に立ち，地域や保護者の教育力を積極的に活用するために必要な情報の提供と共有に努める。

2 いじめ防止に向けた基本姿勢

(1) いじめを許さない，見過ごさない学校，学級づくり

- ・子どもとのコミュニケーションを大切にしながら深く温かい児童理解に努め，信頼関係を築きながら開かれた学校，学級づくりをする。
- ・人権侵害を見抜く目や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権意識を持ち，揺るぎない善悪判断の基準，確固たる規範のもと，正義が行き渡る自浄力のある学級づくりをする。
- ・子どもの悩みごとはいつでも聞く姿勢を示し，些細なことでも気軽に話すことができ，受け止められる環境づくりをする。
- ・はやし立てたり傍観したりする行為もいじめ同様に許されない行為であるという指導を徹底する。

(2) 思いやりの心を育てる教育活動の推進

- ・道徳教育の充実を図りながら思いやりの心，自分や他の生命，人権を大切にする心や態度を育成する。
- ・一人一人のよさや持ち味を生かしながら児童主体の行事や活動の充実を図り，自己有用感や自主性を育てる。
- ・あいさつなどの基本的な生活習慣を確立し，望ましい規範意識と実践的態度を身に付けさせる。

(3) わかる・できる・楽しい授業づくり

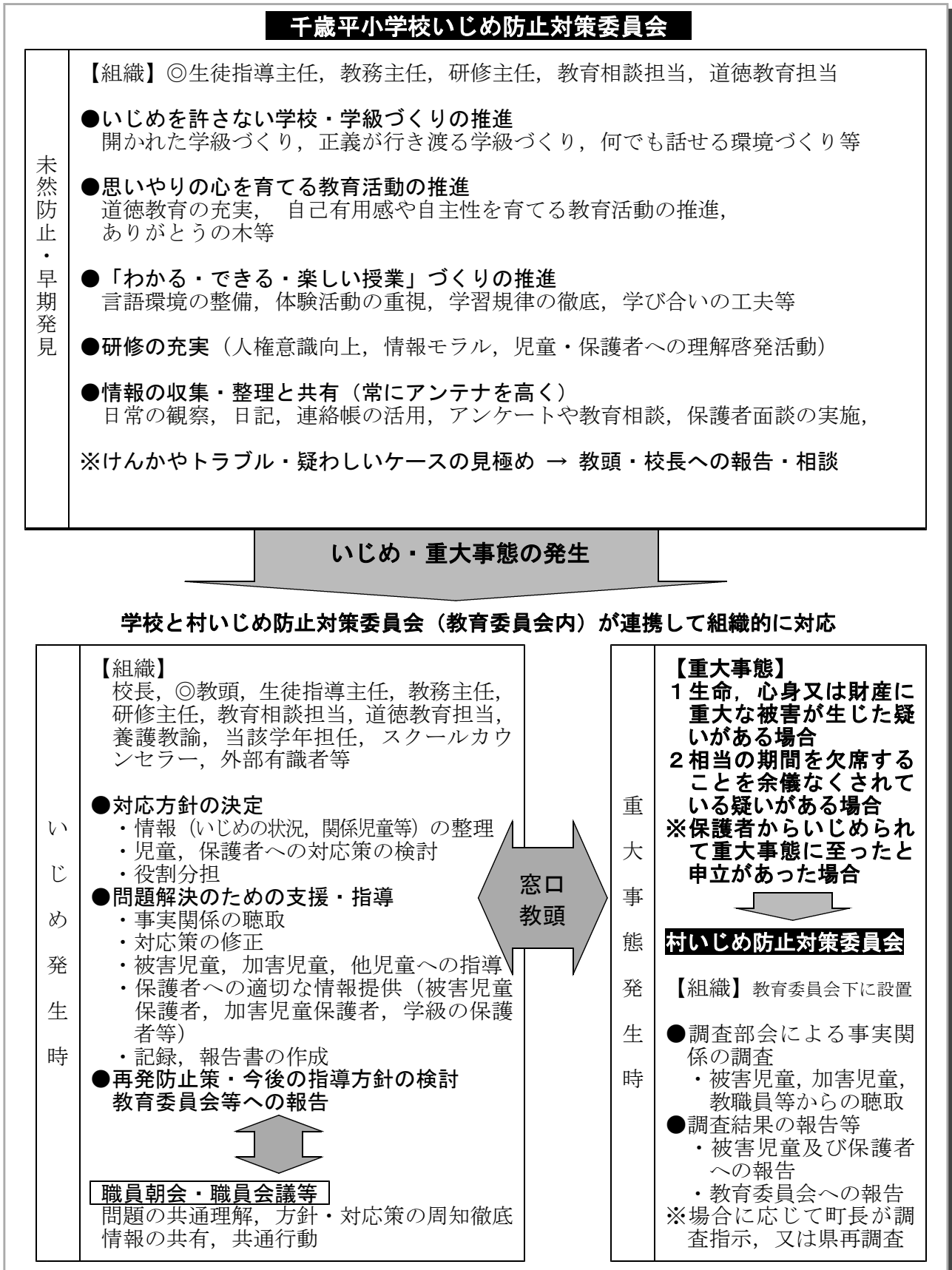
- ・言語環境を整え，言語活動や体験活動を重視しながら，子どもの活躍の場を保障する。
- ・学び合う中で認め合い，支え合う授業づくりをする。
- ・生徒指導の視点に立ち，授業中での声かけや励ましなどにより，学ぶ意欲を引き出し，成就感や満足感が得られる授業づくりをする。
- ・子どもの側に立った教材研究を深め，TTや個別指導の充実を図りながら，わかる・できる楽しい授業づくりをする。
- ・学習規律は確かな学力を育てるための学習技能の1つであるにとらえ，その確立に努める。

(4) 情報の整理と確かな共有

- ・常にアンテナを高く張り，日常の観察，連絡帳，アンケート調査等を活用しながら情報の収集と整理に努めるとともに，全職員での情報共有に努める。
- ・いじめ問題の解決には保護者の協力，家庭の教育力も必要不可欠である。日常の細やかな連絡や情報交換を行いながら連携した対応，指導に努めるとともに，事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

3 いじめ防止に向けた校内体制について

(1) いじめ防止対策委員会



(2) いじめの未然防止, 早期発見にかかわる具体的な取組

	子どもにかかわる取組内容等	保護者との連携・依頼内容等
未 然 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめを許さない学校・学級づくり <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重を基盤にした共感できる学級づくり ●思いやりの心を育てる教育活動 <ul style="list-style-type: none"> ・思いやりの心を育てる道徳の授業の実施 ・代表委員会による問題解決の場づくり ・生活目標への取組 ・千歳平小の生活のきまりへの取組 ・情報モラルの指導 ●「わかる・できる・楽しい」を実感できる授業づくり <ul style="list-style-type: none"> ・言語環境の整備 ・T T指導の充実 ・個別指導の実施 ・コミュニケーション能力の育成 ・学習規律の徹底 ・話し合い, 学び合いの場の工夫 ・言語活動, 体験活動の重視 (地域の協力) ・授業における生徒指導の充実 ・家庭学習習慣の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な情報交換 (電話, 連絡帳, 家庭訪問等) ・携帯電話, インターネット, ゲーム等の約束づくり ・道徳の授業にかかわる通信での情報提供 ・あいさつの励行 ・音読カードへの協力 ・学校, 学級通信, 生徒指導だより等での情報提供 ・学年, 学級懇談の活用
早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"> ●情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・日常観察 ・日記や生活ノート, 連絡帳の活用 ・毎月のいじめアンケート及び教育相談の実施 (6月, 11月) ・保護者面談の実施 (夏季休業中) ・保健室 (養護教諭) との情報交換 ●情報の整理と共有 <ul style="list-style-type: none"> ・職員情報交換会の実施 (職員朝会, 職員会議, 終会) ・指導記録の保存 ・教頭, 校長への報告・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な情報交換 (電話, 連絡帳, 家庭訪問等) ・持ち物等の紛失や増減チェックの呼びかけ

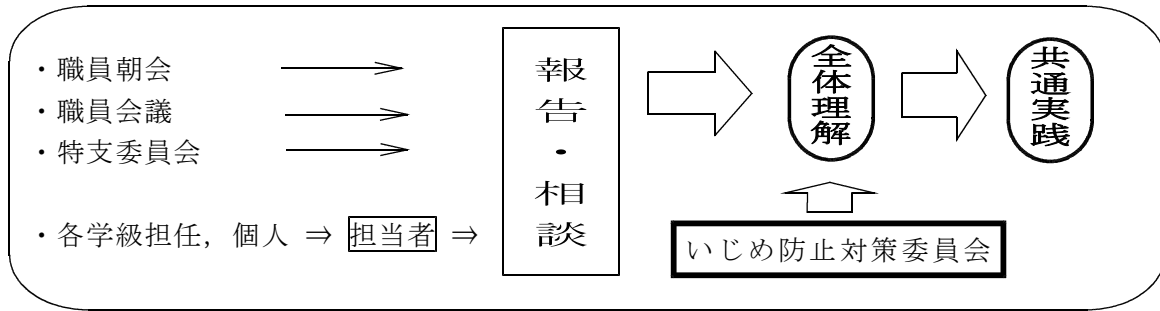
(3) 学校評価の実施

いじめ防止にかかわる方針や取組について, 定期の学校評価の中に位置付けて実施する。

(4) いじめ防止を組織的に取り組むための確認事項

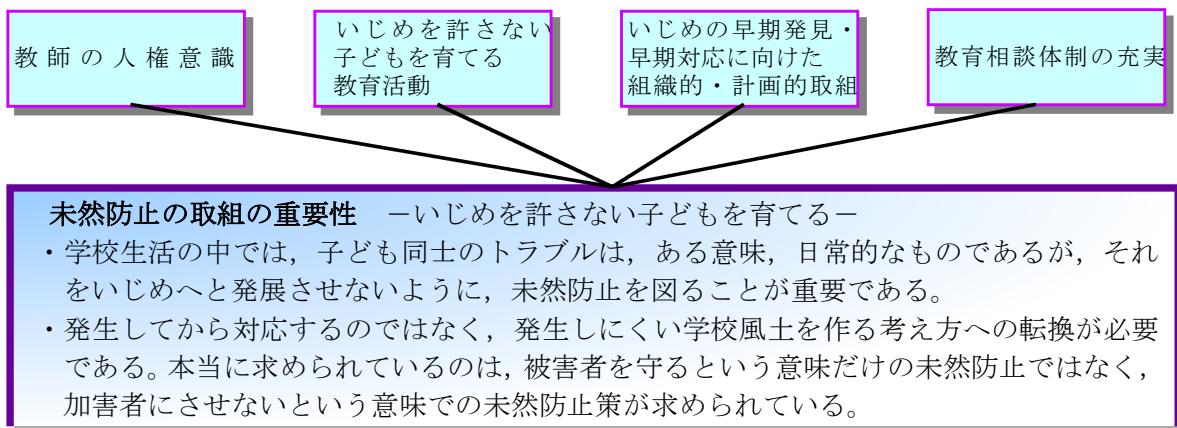
- ①指導方針及び「学校いじめ防止プログラム」「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」の内容について全職員が共通理解し, 共通実践をする。
- ②職員会議等での情報交換を密にし, 問題行動の未然防止としての予防的・積極的な生徒指導を行い, 早期発見, 早期指導に努めるとともに機動的な指導体制で臨む。
- ③定期的に児童の実態についての情報交換, 問題解決のための対策の検討を行い, 全職員に情報提供をする。
- ④緊急を要する問題や問題行動が発生した時は, プロジェクトチームを編成し, チームとして対応策を検討すると共に, 対策についての情報等を全職員に連絡し共通理解に努める。

◆共通実践まで◆



4 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり



(2) いじめの未然防止に向けての手立て

◆「いじめは違法行為」であることを理解させる

- ①学級経営を充実させる
 - ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②授業中における生徒指導の充実
 - ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保証する。
- ③道徳
 - ・いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない信条を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ④学級活動
 - ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
 - ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用する。
- ⑤学校行事
 - ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、

実施する。

⑥児童会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会を勧める。
- ・「縦割り班」活動において、上級生は下級生に優しく接したり、下級生は上級生を敬ったり等、社会における上下関係での人との接し方を経験させる。

⑦ その他

- ・全校集会において生徒指導主任が、各学級においては学級担任がそれぞれ指導する。
- ・インターネットを介したいじめについて理解させ、情報モラル教育を行う。